

議案第 31 号 大津市行政手続条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第 31 号大津市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につ
いて、資料に沿って御説明いたします。

資料の 2 ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨についてです。

令和 5 年 6 月 1 6 日に、デジタル社会の形成を図るための規制改
革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法
律（令和 5 年法律第 6 3 号）が公布され、同法によりデジタル社会形
成基本法及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に
加え、アナログ規制を定める 6 2 の法律について改正がなされるこ
ととなりました。

本議案は、書面掲示規制の見直しに係る改正として行政手続法の
一部が改正され、公示送達の方法の見直しが行われることに伴い、同
法に準じて定めている大津市行政手続条例の一部を改正しようとする
ものです。

3 ページをお願いいたします。

改正の内容についてです。

本市が不利益処分等に係る通知を送る際、名宛人の所在がわからない場合に行う公示送達については、掲示場での書面の掲示により行うこととしているところですが、この公示送達の方法について、規則で定める方法により行うこととするとともに、掲示場等での書面の掲示による方法又は事務所等に設置したパソコン画面での表示による方法により行うこととするように改正するものです。

なお、「規則で定める方法」に関しては、行政手続法と同じくインターネット上で公表を行う方法とすることを予定しており、総務省令に準じて規則を定めてまいります。

最後に施行期日については、行政手続法と同じく令和8年5月21日とし、同日以後にする通知について適用することとするものです。

以上、説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。